

府分推第 121 号
職公発 0819 第 2 号
平成 28 年 8 月 19 日

各
〔都道府県〕
〔指定都市〕
雇用対策部局長 殿

内閣府地方分権改革推進室参事官
(公印省略)
厚生労働省職業安定局総務課
公共職業安定所運営企画室長
(公印省略)

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部(雇用対策法の一部改正)の施行に係る留意事項について

雇用対策法(昭和 41 年法律第 132 号)の改正につきましては、平成 28 年 8 月 19 日付け職発 0819 第 4 号「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部(雇用対策法の一部改正)の施行について」により通知しているところですが、同法に新たに盛り込まれた一体的実施事業の実施や雇用対策協定の締結にあたっては、下記のとおり通知しますので、十分御了知の上、運用に御配慮をお願いします。

なお、「アクション・プラン～出先機関の原則廃止に向けて～」(平成 22 年 8 月 28 日閣議決定)により実施している一体的実施事業に関し、その新規設置の手続については「アクション・プランを実現するための提案について(第 3 次募集)」(平成 23 年 8 月 3 日付け内閣府地域主権戦略室及び厚生労働省職業安定局連名通知)に基づき実施してきたところですが、改正雇用対策法施行後(以下「施行後」という。)は当該通知を廃止し、下記のとおり取り扱うこととします。

また、お手数ですが、本通知を管内市区町村(指定都市を除く。)にも速やかに周知いただくようお願いします。

なお、本通知は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的助言であること申し添えます。

記

1 一体的実施事業の新規設置に係る手続について

一体的実施事業の提案につきましては、厚生労働省（公共職業安定所運営企画室）に提案書の提出をお願いします。

（参考）

施行前の取扱い	施行後の取扱い
① 地方公共団体から <u>内閣府</u> への提案	① 地方公共団体から <u>厚生労働省</u> への提案 ※職業安定局長宛て
② <u>内閣府からの転送を受けて</u> 、厚生労働省本省で受諾手続 ⇒ 厚生労働省から自治体宛てに受諾通知	② 厚生労働省本省で受諾手続 ⇒ 厚生労働省から自治体宛てに受諾通知 ⇒ <u>厚生労働省から内閣府へ情報提供</u>

(1) 募集事項

提案書を厚生労働省に提出するに当たっては、以下の募集事項に留意してください。また、厚生労働省への提出前に、従来どおり実際に連携することになる所管の都道府県労働局と調整をお願いします。

（募集要項）

- ・ 様式例は様式例別添 1～3 のとおりです。
- ・ 提案書については、その全体像（例：提案の概要、提案理由（「一体的実施」による具体的効果・対応できる利用者ニーズ等）、国と地方がそれぞれ行う具体的な業務内容、「一体的実施」を行う具体的場所、実施時期等）や利用者数等の実績見込み、国側に求める職員の体制等を記載してください。
- ・ 希望実施時期の少なくとも3か月前までに提出してください。
- ・ 都道府県労働局に事前相談をしてください。

(2) 提出先・連絡先

住 所：〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2

厚生労働省職業安定局総務課公共職業安定所運営企画室

電話番号：03-3593-6241

2 労働局と地方公共団体との雇用対策協定の締結について

(1) 雇用対策協定の概要

雇用対策協定とは、国と地方公共団体が一体となって総合的に雇用対策に取り組むことを通じて以下の目的等を達成するために、都道府県労働局長と地方公共団体の長が締結する協定のことであり、平成 28 年 8 月 8 日現在 101 自治体（33 都道府県）と締結しています。

- ① 地域の雇用問題のうち、地方公共団体と連携・協力して重点的に取り組む課題について明確にし、共通認識を持つこと。
- ② ①の課題に対し、国と地方公共団体がそれぞれ責任を持って取り組む事項や連携して取り組む事項を明確にし、国と地方公共団体の対策を一体的に実施すること。
- ③ 雇用対策協定で定めた事項の達成のために国と地方公共団体間で日常的・継続的に連絡調整を行う枠組みを作り実務的な連携を強化すること。

(2) 雇用対策協定に盛り込む内容

雇用対策協定には、主に以下の①から⑤の事項を盛り込むことを基本とするため、別添 4 のひな形を参考としてください。

ただし、都道府県労働局との調整により盛り込む事項を適宜追加・変更することは可能です。

① 雇用対策協定締結の目的

地域の雇用問題のうち、国と連携・協力して重点的に取り組む課題を明確にし、その効果について簡潔に記載してください。

※ まち・ひと・しごと創生法（平成 26 年法律第 136 号）第 9 条及び第 10 条に基づく地方版総合戦略の中に規定する雇用分野における目標と合わせている例もあります。

② 事業内容（事業計画の策定等）

雇用対策協定に基づく具体的な事業内容につきましては、別途事業計画等を策定し、事業計画等に詳細に記載してください。ただし、雇用対策協定本文に記載しても差し支えありません。

③ 運営協議会等の設置

事業計画等の策定及び進捗状況の確認・評価等のために運営協議会を国と地方公共団体が共同で設置してください。

④ 実効性を担保するための相互の要請

改正後の雇用対策法第 32 条第 1 項において、地方公共団体の長から国に対して労働者の職業の安定のために必要な措置の実施を要請できることとされていますが、雇用対策協定の実効性を担保するために、法令上

特段の規定はないものの雇用対策協定本文に、都道府県労働局長から地方公共団体の長へも必要な要請を行うことができる旨の規定を設けることも差し支えないものとします。

⑤ 相互の秘密保持

雇用対策協定に基づく事業の実施等のため、一般に公表されていない情報を国と地方公共団体が相互に提供することがあり得るため、相互に秘密を保持する旨の規定を設けてください。

(3) その他

雇用対策協定締結に関心があれば、都道府県労働局又は公共職業安定所に御相談をお願いします。また、既に締結済みの地方公共団体については、事業計画の充実等により、引き続き都道府県労働局等との連携強化をお願いします。

様式例 別添 1

文 書 番 号

平 成 年 月 日

厚生労働省

職業安定局長 宛て

〇〇知事・市長・区長・町長・村長

〇〇 〇〇

一体的実施事業の実施に係る提案について

〇県・市・区・町・村とハローワークとの一体的実施に向けた提案について、別添のとおり提出します。

〇県・市・区・町・村とハローワーク〇〇の一体的実施の事業計画案

1 提案概要

2 提案理由

3 実施場所

4 業務内容

(1) 〇〇県・市・区・町・村が行う業務

(2) 国が行う業務

(3) 連携して行う業務

5 体制

〇県・市・区・町・村 〇人

国 〇人

6 実績見込

利用者 〇人

就職者数 〇人

7 実施時期

職 発 第 号
平 成 28 年 〇 月 〇 日

〇〇知事・市長・区長・町長・村長
〇 〇 〇 〇 殿

厚生労働省職業安定局長

一体的実施事業の実施に係る提案について

上記について、先般、貴〇から、平成〇年〇月〇日付け〇〇〇〇（文書番号）で提案書の提出があったところですが、今回、当省としては、貴〇から提出されたご提案を基本とし、事業を実施するための準備を進めていくこととしましたので、通知します。

今後、一体的実施事業の実施に向け、具体的な事業内容等を記載した事業計画（※）を〇〇労働局と共同で作成して、〇〇労働局と緊密な連携の下、実施準備を進めていただくよう、お願いいたします。

（※）具体的な事業内容等を記載していれば、貴〇と〇〇労働局間の協定書や、貴〇や〇〇労働局が参加する運営協議会で合意された運営計画等でも構いません。

雇用対策協定の標準的ひな形

〇〇県雇用対策協定

(目的)

第1条 この協定は、〇〇県と厚生労働省〇〇労働局（以下「〇〇労働局」という。）が、・・・を目的として締結する。

<「目的」の規定例>

(参考 宮崎県雇用対策協定)

※前文にその理念を規定している例

地方創生元年である今、「豊かさを実感できる宮崎県」を実現するためには、「宮崎で働きたい」という県民の願いを実現することが重要である。

宮崎県と厚生労働省宮崎労働局（以下「宮崎労働局」という。）は、若者やU I Jターンの県内就業促進等による経済の活性化、成長を担う産業人材の育成・確保、女性・高齢者・障がい者等の県民一人ひとりが持てる力を発揮して活躍できる「全員参加の社会」づくりなど雇用面でのこれまでの連携を一層深化させ、総力をあげてその実現を目指す。

(目的)

第1条 宮崎県及び宮崎労働局は、宮崎県内における雇用に関する重要課題を双方が共有し、課題の克服に向けての目標を掲げ、一体的かつ総合的な雇用施策を実現するために、以下の通り「宮崎県と宮崎労働局の雇用対策協定」（以下「協定」という。）を締結する。

(参考 大洗町と茨城労働局との雇用対策協定)

第1条 この協定は、移住・定住の促進や雇用・就業機会の創出を図り、活力ある地域社会の実現を目指す町と、労働市場のセーフティネットを担う職業安定行政を展開している労働局が、それぞれの強みを活かして密に連携し、効果的かつ一体的に事業を推進することにより、「魅力ある職場（しごと）が“ひと”を呼び、“ひと”が集まる“まち”に“しごと”（企業）が集まる」好循環を確立させ、小さくともキラリと光る町の実現を目的とする。

(参考 永平寺町・福井労働局雇用対策協定)

第1条 この協定は、永平寺町と厚生労働省福井労働局（以下「福井労働局」という。）が、「永平寺町まち・ひと・しごと創生総合戦略」に掲げる子育てによる離職者の再就職支援や教育・学術研究機関をはじめとした多様な地域資源を積極的に活用した新たな安定雇用の機会の創出等の施策を、相互に密に連携して行うことで、地域振興、活力のあるまちづくり及び地域住民の雇用の安定等を図ることを通じて、「「出会いよし、子育てよし、働いてよし、住んでよし」永平寺町」の実現を目指すことを目的として締結する。

(事業内容等)

第2条 ○○県及び○○労働局は、前条の目的を達成するため、具体的な取組、実施方法及び数値目標を事業計画として毎年定めるものとする。

2 前項の事業計画の策定及び事業計画に定めた取組の実施状況の評価等は、○○県及び○○労働局が共同で設置する運営協議会が実施するものとする。

<「事業内容等」の規定例>

(参考 北海道雇用対策協定)

第2条 (事業内容等)

北海道及び北海道労働局は、次に掲げる事業の具体的内容及び実施方法を定め、これを推進するために推進するために定期的に協議するものとする。

1 若年者等に対する就業支援

ア ジョブカフェ北海道とヤングハローワークが行う若年者支援施策の一体的実施

イ 道立高等技術専門学院等における就職促進

(略)

第3条 (要請等)

(略)

第4条 (運営協議会の設置)

1 北海道と北海道労働局は、この協定書に基づく事業を計画し、実施するために運営協議会を設置する。

2 運営協議会等は必要の都度開催することとし、事業計画及び事業報告を審議する。

(要請等)

第3条 ○○県知事及び○○労働局長は、それぞれが取り組む施策の推進に資するため必要な要請を相互に行うことができるものとする。

2 ○○県知事及び○○労働局長は、前項の要請に対して、誠実に対応するものとする。

(記載例)

第3条 ○○県知事及び○○労働局長は、それぞれが取り組む施策の推進に資するため、雇用対策法(昭和41年法律第132号)第32条に基づき、必要な要請を相互に行うことができるものとする。

(秘密保持)

第4条 この協定に基づく雇用対策に関する取組において、○○県及び○○労働局が相互に開示する情報については、互いに秘密を保持することとする。ただし、事前に相手方の承諾を得られた場合は、この限りではない。

(その他)

第5条

- 1 この協定に定めのない事項が生じたとき又はこの協定に定める事項を変更しようとするときは、〇〇県及び〇〇労働局は誠意を持って協議し、定めるものとする。
- 2 協定締結当事者に変更があつた場合であっても、他に定めのないときは、新たな協定書が締結されるまでの間、この協定を有効とする。

<「その他」(有効期間)の規定例>

(参考 越前市・福井労働局雇用対策協定)

この協定は、締結する日から実施し、平成31年度末までを有効期間とする。ただし、有効期間満了時1カ月前までに、越前市・福労働局いずれか一方から延長の申し出に基づき、協議の上、双方が合意したときは、有効期間を延長することができるものとする。

附 則

この協定は、締結する日から実施する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、〇〇県知事及び〇〇労働局長が署名のうえ、各自その1通を保有するものとする。

(協定締結当事者)

平成〇〇年〇月〇日

〇〇県知事

〇〇 〇〇

厚生労働省〇〇労働局長

〇〇 〇〇